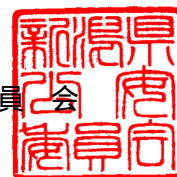


- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
- 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
- 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年 9月 7日



新 瀾 県 公 安 委 員 会

(教 示)

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。
- 2 処分の取消しの訴えについて
(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

弁明通知書番号
46-103-260804-273512
46-106-260804-266702
46-119-260802-014011
46-119-260802-014012
46-119-260802-016004
46-119-260802-016005
46-119-260802-016006
46-119-260802-016009
46-119-260802-016013
46-119-260802-016014
46-119-260802-016017
46-119-260802-016022
46-119-260802-016025
46-119-260803-014012
46-119-260803-014013
46-136-260804-012001
46-136-260804-012007
46-137-260804-268925
46-138-260626-007005
46-138-260709-272794

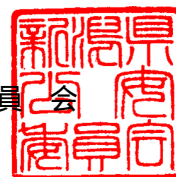
[illegible]

放置違反金公示納付命令書

- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
 - 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
 - 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。
- なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年 9月 8日

新潟県公安委員会



（ 教 示 ）

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。
- 2 処分の取消しの訴えについて
(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

弁明通知書番号
46-103-260729-271345
46-103-260807-273513
46-106-260806-266756
46-107-260731-270606
46-107-260803-273127
46-107-260806-272105
46-107-260806-273139
46-107-260806-273192
46-107-260807-273140
46-110-260801-272901
46-110-260802-268483
46-110-260807-268496
46-110-260807-272902
46-113-260807-250162
46-119-260729-015002
46-119-260802-003003
46-119-260802-016001
46-119-260802-016008
46-119-260802-016011
46-119-260802-016015

弁明通知書番号
46-119-260802-016021
46-119-260802-018001
46-119-260803-003002
46-119-260803-003003
46-119-260803-003004
46-119-260803-003005
46-119-260803-003006
46-119-260803-003008
46-119-260803-018005
46-119-260805-014001
46-119-260805-014002
46-125-260806-260295
46-125-260807-260296
46-136-260806-012001
46-136-260806-012003
46-136-260807-012001
46-136-260807-012004
46-136-260807-252316
46-138-260709-273311
46-138-260730-273374

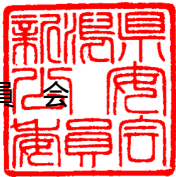
[illegible]

放置違反金公示納付命令書

- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
- 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
- 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
- 上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。
- なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年 9月 9日

新潟県公安委員会



（ 教 示 ）

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。
- 2 処分の取消しの訴えについて
(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

弁明通知書番号
46-107-260731-273147
46-107-260731-273148
46-107-260731-273149
46-107-260806-273129
46-119-260801-268243
46-119-260802-003004
46-119-260802-003006
46-119-260802-003007
46-119-260802-015001
46-119-260802-015002
46-119-260802-015003
46-119-260802-015004
46-119-260802-015006
46-119-260802-015007
46-119-260802-015008
46-119-260802-018005
46-119-260802-018007
46-119-260802-018008
46-119-260802-018010
46-119-260802-018012

弁明通知書番号
46-119-260802-018013
46-119-260802-018014
46-119-260802-018015
46-119-260802-018017
46-119-260802-018020
46-119-260802-018022
46-119-260802-018023
46-119-260803-003001
46-119-260806-014008
46-119-260807-014001
46-119-260807-014003
46-119-260807-014005
46-136-260808-252373
46-137-260808-267378
46-137-260808-267380
46-137-260808-268961
46-137-260808-268962
46-138-260805-273465
46-138-260805-273468
46-138-260805-273469

[illegible][illegible]

1 納付命令を受ける者

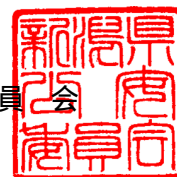
2 納付命令の内容

3 納付命令の理由

弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年 9月10日



新 瀾 鼎 公 安 委 員 會

(教 示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2)の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

弁明通知書番号
46-119-260803-015031
46-119-260803-015032
46-119-260803-015034
46-119-260803-015036
46-119-260803-015037
46-119-260803-015038
46-119-260803-015039
46-119-260803-015041
46-119-260807-016001
46-119-260807-016002
46-119-260807-247799
46-119-260807-247800
46-137-260808-267379
46-137-260808-268964
46-138-260729-272727
46-138-260805-274121
46-138-260808-273377
46-138-260808-273378
46-138-260808-274101
46-138-260809-006003

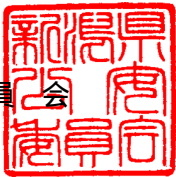
[illegible]

放置違反金公示納付命令書

- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
- 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
- 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。
- なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年 9月11日

新潟県公安委員会



（ 教 示 ）

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。
- 2 処分の取消しの訴えについて
(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

弁明通知書番号
46-103-260810-261975
46-103-260810-271426
46-103-260810-273515
46-103-260810-273516
46-106-260719-241156
46-110-260810-272904
46-112-260801-271177
46-119-260802-003008
46-119-260802-003009
46-119-260802-003010
46-119-260802-003011
46-119-260802-003013
46-119-260802-003014
46-119-260802-003015
46-119-260802-003020
46-119-260802-014014
46-119-260802-018024
46-119-260802-018025
46-119-260802-018027
46-119-260802-247796

弁明通知書番号
46-119-260802-266514
46-119-260802-269912
46-119-260802-269913
46-119-260802-269914
46-119-260803-015001
46-119-260803-015003
46-119-260803-015005
46-119-260803-015016
46-119-260803-015026
46-119-260803-017001
46-119-260803-017003
46-119-260803-017004
46-119-260803-017005
46-119-260810-014003
46-119-260810-014005
46-119-260810-014007
46-119-260810-016001
46-119-260810-016003
46-119-260810-016004
46-119-260810-016006

[illegible][illegible]